

告示

埼玉県告示第三百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年四月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズ北本店

埼玉県北本市中丸八丁目百十七番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）カインズホーム北本店

埼玉県北本市中丸八丁目百十七番地外

（変更後）カインズ北本店

埼玉県北本市中丸八丁目百十七番地外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社カインズ 代表取締役 土屋裕雅

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

（変更後）株式会社カインズ 代表取締役 高家正行

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

株式会社オートアールズ 代表取締役 土屋嘉雄

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目二番一号

ハ 変更年月日

令和二年三月十九日外

ニ 届出年月日

令和二年三月十九日

二 縦覧期間

令和二年四月七日から令和二年八月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年四月七日から令和二年八月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課